

令和7年門審第20号

裁 決
遊漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士
補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官吉岡勉出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和6年11月15日05時50分
山口県姫島北岸
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 遊漁船A
総 ト ン 数 4.8トン
登 録 長 11.96メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 3 2 4 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を設け、同室前部中央に舵輪、その左舷側にレーダー及びGPSプロッター、右舷側に機関回転計及び機関操縦レバーをそれぞれ備えたFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.6メートル船尾1.1メートルの喫水をもって、令和6年11月15日05時40分山口県宇田郷漁港を発し、同県大島西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、釣り客3人を前部甲板で、同客1人を後部甲板でそれぞれ休息させ、レーダーを3海里レンジのコースアップ表示とし、舵輪右舷後方の椅子に腰を掛けて操縦に当たり、宇田郷漁港の防波堤を通過した後、05時44分半僅か前宇田郷港今浦防波堤灯台（以下「宇田郷灯台」という。）から205度（真方位、以下同じ。）30メートルの地点で、針路を姫島北岸に向く274度に定め、機関を回転数毎分1,550にかけ、12.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、姫島北岸の手前約770メートルのところ、針路を南西方に向けて転針する予定でいたところ、05時47分半僅か前前部甲板で立ち上がって魚倉の蓋を取り外そうとしている釣り客を認めた。

05時47分半a受審人は、宇田郷灯台から272度1,160メートルの地点に達したとき、姫島北岸まで920メートルとなり、その後同島北岸に向首して接近する状況であったが、前部甲板で立っている釣り客に気をとられ、レーダーで姫島との位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、釣り客を座らせるために操舵室を2回離れ、転針予定地点を通過して姫島北岸に向首続航し、05時50分宇田郷灯台から273度1.1海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同島北岸に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力1の南風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好で、日出時刻は06時47分、常用薄明の始まりは06時21分であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口等を生じたが、自力離礁し、来援した僚船に横抱きされて宇田郷漁港に引き付けられた後、修理され、a 受審人が第6頸椎骨折等を、釣り客3人が両膝打撲傷、頭部打撲傷及び頸椎捻挫等をそれぞれ負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、宇田郷漁港西方沖合において、釣り場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、姫島北岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、宇田郷漁港西方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、姫島北岸に乗り揚げることのないよう、レーダーで同島との位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、前部甲板で立っている釣り客に気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、姫島北岸に向首して接近する状況に気付かずに進行して乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせるとともに、釣り客3人を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か

月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年1月8日

門司地方海難審判所

審判官 管 啓 二